

平成27年白老町議会議会運営委員会会議録

平成27年 3月13日（金曜日）

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 2時06分

○会議に付した事件

1. 平成27年度白老町議会第1回定例会3月会議について（意見書・要望書）
 2. 常任委員会の所管について
 3. 特別委員会の設置について
 4. その他について
-

○出席議員（5名）

委員長 大 淵 紀 夫 君	副委員長 本 間 広 朗 君
委 員 吉 田 和 子 君	委 員 小 西 秀 延 君
委 員 山 田 和 子 君	副 議 長 及 川 保 君
議 長 山 本 浩 平 君	

○欠席議員（3名）

委員外議員 松 田 謙 吾 君	委員外議員 前 田 博 之 君
委員外議員 西 田 祐 子 君	

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 岡 村 幸 男 君
主 幹 本 間 弘 樹 君
臨時職員 白 綾 美 紀 君

◎開会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

（午後 1時00分）

○委員長（大淵紀夫君） 本日の協議事項ですけれども記載のとおり、意見書案等々の議案がございますのでよろしくお願いたします。岡村事務局長のほうから何かありますか。

○事務局長（岡村幸男君） いえ、ありません。

○委員長（大淵紀夫君） それでは最初に意見書案、要望書の取り扱いについてを議題に供します。

意見書案第1号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化対策を求める意見書、公明党から出ておりますけれども、この件を議題に供します。各会派のご意見を賜りたいと思います。かがやきさん、小西委員。

○委員（小西秀延君） かがやき、小西です。ヘイトスピーチ対策についての法整備を含む強化策を求める意見書についてでございますが、ヘイトスピーチというものに対して大変難しい議論が起こってるというのも、私たちの会派の中では問題にもなりました。裁判等や判例等いろんな見方もありますが、表現の自由に十分配慮しつつということございまして、ヘイトスピーチ対策について法整備を含むという強化策ということになってございますので、さまざまな難しい問題はありますが、やはり近年目に余る行為もあるというのも事実でございます。これらを含めて賛同をさしてもらおうという立場で今回この意見書に賛同したいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） うちの会派も今、小西委員が言われたように、大阪での裁判等々いろいろございます。ただやっぱりスポーツ界にも今、非常にスポーツ界の中でも問題になっていきますので、この件につきまして我々は賛成をいたします。ということで、全会一致ということで、意見書案第1号についてはよろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは意見書案第2号について、後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置廃止の撤回を求める意見書案でございます。これについての各会派のご意見を賜りたいと思います。どこからでも結構です、どうぞ。吉田委員。

○委員（吉田和子君） この制度っていうのは20年に実施されまして、時限立法として2年間は9割を削減するということで実施されておりました。ところがやっぱりいろんな状況の判断で2016年まで9割を削減するということで実施を続けておりましたけれども、今回はちょっと確認をいたしましたら2016年から1年を延ばしてからとするものです、という決定したのではないけれども、そういった通知は来ているそうです。ただなぜそういうふうになったのかって伺いましたら、やっぱり保険制度、後期高齢者の保険料っていうのは介護保険制度に比べるとかなり安いんですね。もちろん所得なしっていうのは年金80万以下ですから5,100円の負担が3倍ぐらいになるだろうと。7割負担っていうのは最低限で線決められていますので、

9割が7割になると1万5,000円ぐらいになるだろうと。ただし介護保険制度は介護保険を掛けていても、掛けない人も割と割合が少ないけれども、後期高齢者の場合は保険を掛ける人ほとんど病院に掛かっているということもあって、この保険制度自体が維持をできなくなっていくことになるということなものですから、私はできうればこの文章ではなくて、でもあのこれ共産党さんから出てきていますので、そういう訳にはいかないんだろうと思うんですけど、できれば2017年、18年から消費税が10%になるわけですから、10%になった時点でもう1度再検討すべきとかそういうなんか付随、ただ削減して保険制度は維持できないのに削減やめれというだけでは、だめなのかなとちょっと思ったんですけども、できればこういう方法で何とかできないかとか、保険制度をもう一度全部合わせて見直しして、国保も今赤字になって見直されていますので全体を見直す中でこの制度もきちっと見直していくべきだとか、何かほかの言葉がないと、ただ軽減措置だけやめなさいということにはちょっと賛成しかねるかなというふうに思っています。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） かがやき、小西委員。

○委員（小西秀延君） かがやきの小西です。かがやきでもこの件に関しては、深くちょっと議論をさしていただきました。後期高齢者の医療制度は5割が税金そして4割現役世代が主に加入する医療保険の支援金で賄われております。それが原因で他の保険制度にも、大変悪影響を及ぼしている一因にもなっております。これらを後期高齢者医療を運営する連合会のほうからも、このままではこの制度を維持できないと、平成23年度では約13兆のお金が使われておりますが、平成37年度になると13兆円が28兆円になるという見通しも出てきております。やっぱり先程吉田代表もおっしゃられていましたがこのままでは若い人たちとの応分の負担の割合がかなり差の開いたものになってしまうということが、やはりこの制度では大きな問題になってくるのではないかなというふうに指摘をされております。現役世代がやっぱり納得する負担割合っていうのをきちんと抜本から考え直さなければ、今弱者に対する特例で負担をしておりますが、これがいつまでも続くというわけには制度上やはり無理があるというふうに、私たちの会派では判断をしてございます。この間の撤回を求めるという意見書では私たち会派では賛成しかねるという結果になりました。

○委員長（大淵紀夫君） 出した側の話しですけど皆さんご承知と思うんですけど、今ありましたように後期広域連合32名の議員さんで運営しています。各市長さんが8名、町村長さんが8名、市議会の代表が8名、町議会の代表が8名、32名です。これには案分が出てますので各会派全部が出ているという中身でございます。私もずっと確認をいたしました。一つはここで使われてる全国的な金って810億という状況でございます。当然今まで働いて保険料払ってきた人たちが今そういう状況になっていると。これから今までの日本を支えてきた人たちがここにきている、こういう状況になっている。ここにも記載されているように72万人のうち51%が軽減を受けている状況なのです。それであのもう一つこれはいい悪いは別ですけどあの政権が代わるときにこれは廃止するという中身になってたものなんですよ。政権が代わった時にこれは国保から高齢者と切り離すということを行った時に、切り離すのがまあほとんど反

対という中で9割軽減をするのでこれを通してくれというような形の中で、これこの制度が先程あった時限立法で導入されたと、こうゆうことなのです。そして政権が代わった段階でこの制度についてはなくするという方向が出た。という歴史的な経過の中で今推移している。実際に北海道では70万6,000人のうち、51%が軽減を受けているという状況です。言われましたように一番多い人は5割上がります。これは約8.6%の方が5割上がるという状況です。25.6%の人これが約9割軽減の方ですからこの場合は3倍、12万5,000人の17.4%の方々が2倍になるということなんですよね。ですから今まで我々の父親母親世代のものが日本の国を支えてきた人たちの医療費を国保から切り離したっていうところ。これは切り離さなければこうならなかったわけなんですけども、そういう状況の中だということが一つ、そして先程あの全体に言ったことがどういうことかという、広域連合としてそして皆入っている。公明党さんももちろん入っています。こういう中で去年の26年の6月4日に国による財源確保の上、恒久化をこれあの広域連合として要望しているんですよ。広域連合として。これはもうあの議事録にございますから間違いない中身でございます。ですから北海道の広域連合自体が国とは違うかもしれません。もちろん厚生省と社会保障審議会が今こういう方向で出しています。やったらどうかということを出してます、それ事実でございます。ですから北海道の広域連合としてはそういう形で言ってますし、今回12月の中でもこの事務局長は、今のままでは北海道の広域連合はできないということを表明しております。ぜひ継続して欲しいということを表明してます。ですから私が言ってるのはそういう中での今の措置を継続し下さいということだということなのですね。ですから私は北海道の広域連合というのは全政党、全会派が参集している組織でございます。そこがその形で言ってるものですからこれはやっぱりあの出すべきだろうということを出したということでございます。これは広域連合の議事録見ると全部出てますので、そういう答弁もされてますので、出したということなんです。これはもう明らかにそういうことを出しました。そこら辺理解された上で今のご発言であれば、それはそれで納得というかそれは各会派の考え方ですから、それはもう全然問題ありません。ただそういう広域連合ってというのはそういう形で運営されてますので、うちの場合も前館谷町長だとか、堀部議長も広域連合のメンバーだったですから。そういうことで提案させていただいたことってことがご理解された上で今のような発言であれば、どうするかってことはちょっと私も考えたいというふうに思っているということでございます。今の私の発言について何かございましたらどうぞ、聞きたいことだとか含めてありましたらどうぞ。

○委員長（大淵紀夫君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 小西です。私の手元に今全国のほうの広域連合の協議会からの提案書がありますが、北海道ではこれには反対をしたという意味で捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（大淵紀夫君） 広域連合として答弁しているというのは多分広域連合の事務局がここで言えば行政側が答えてるってということになります。ですから議員さんが反対してるかどうか分かりませんが少なくともそういう発言を公式にする中で、それに対する異論がなかったから、当然26年の6月4日に国による財源確保の上恒久化を図る要望をしたということ

だと思っております。それ以上はちょっとそれに反対した人がいたかどうかそれは議事録には出てませんから、ちょっとわかりません。それ以上のことはちょっとだからそれはこれを言った後に特例措置につきまして非常に影響が大きいと後期広域連合の答弁者が答えていることですが、非常に影響が大きいというけどこれまでの負担軽減が図られる国に働きかけを行ってまいったところでもあります。いうふうに言っておりますので、正式に言ってることは広域連合が言っているということになると私は思います。

○委員長（大淵紀夫君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 小西です。先程言った数字の面でちょっと広域連合ではなくて、後期高齢者医療の数字で私が言った数字で13兆円と28兆円がありましたが、高齢者医療全体の数字でございましたので、ちょっとすいませんそこ抜かしてましたので訂正をさせていただきますと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 北海道での総額っていうのは810億です。

○委員（小西秀延君） 811億ぐらいですよ。

○委員長（大淵紀夫君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 広域連合が出してるんだということは広域連合はこのまま軽減していてもやっていける、保険制度を維持していけるという判断をして言ってるんでしょうか。この辺私まだその連合の会議は見てないのでわからないんですけど。

○委員長（大淵紀夫君） 国の補助がなければもちろん今国から810億円来てるわけですから、それを継続してくださいということはこれがなければ運営できないということです。当然ですよ。そういうことだと思います。あの考慮する余地がなければ私は私たちの会派は私たちの会派でどうするかってこと決めたいというふうに思っております。これは私はぜひ出したいなというふうに思っておりましたのでそういう中身でございます。小西委員がおっしゃったように、後期高齢者の方々ほとんど病院にかかっていますから、これは事実ですよ。暫時休憩します。

休 憩 午後 1時20分

再 開 午後 1時32分

○委員長（大淵紀夫君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。続きまして意見書案第3号、農協関係法制度の見直しに関する意見書案です。私たちはこれは出すのはいいんだけどちょっと困ってんのはどうですかって聞かれた時に何て言おうかなというふうに思っておりますけど、出すことについては私たちの会派は議論した結果これは出すべきだということでもあります。それ以上はどうにもなりません。各会派のご意見をちょっと聞きたいと思っております。どうぞ。小西委員。

○委員（小西秀延君） かがやきとしてもうちの会派は出すことに賛成したいというふうな決定をしております。

○委員長（大淵紀夫君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） うちも議長名でも出てきておりますので、今までもTPPは出してきましたし、出していくことに賛成をいたします。

○委員長（大淵紀夫君） わかりました。それでは全会一致ということで、提出をするというふうにしたい、いたしたいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 続きまして意見書案第4号、TPP交渉国際貿易交渉に係る意見書案。提出者が一応かがやきになるんですけども、最初にそこに聞いたほうがいいのか、この場合は。小西委員。

○委員（小西秀延君） TPP交渉に係る意見書ですが、かがやきとしてはこちらは賛成したいと思っております。

○委員長（大淵紀夫君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） すいません先程まとめて両方ともいいですと言ってしまいました。TPPのほうも賛成いたします。

○委員長（大淵紀夫君） うちも結構です。それでは意見書案第4号につきましては提出するというのでいきたいと思えます。

○委員長（大淵紀夫君） 続きまして要望書につきましては、参考配布ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それではめくっていただきます。2、常任委員会の所管について岡村事務局長説明をお願いいたします。

○事務局長（岡村幸男君） 見直し案で資料として、資料①としてますが、すいません①という番号つけないまま出してます。それで先日、3月10日の日ここに記載してありますとおりに本会議終了後に正副議長並びに常任委員会の正副委員長に出席をいただきまして、正副委員長会議を開催しております。その時に出したのがこの今お手元に配っておりますこの資料です。この内容の検討をいただいた結果、現行の所管のままこれに合わせた形で町のほうで組織機構の見直しを行いますので、その見直した組織に合わせて整理をするということで、現行の所管のままというふうに書いてますが、そちらのほうでまとまりました。もう一つ副町長のほうの所管に合わせた場合というのはこのもう一枚ありますが、これのほうも見ていただいておりますが、議長からもこの時にお話があったのは、議長も副町長にお会いして中身を確認してございまして、議会が所管をする場合において副町長が交わるというかバラバラに対応することに対しては問題ないかというようなことも確認しております、その中では問題ないというそういうことも受けまして、議長のほうからも現行所管のままのほうか、やはりいいのではないかというようなお話も受けましてというような最終的な内容になっております。最終的にあの議運の中でこれを決定していただければ委員会条例の一部改正の発議しようと、前回の教育委員会制度の改革に伴う一部改正のほうは決定していただいておりますので、それに合わせた改正を一緒に行うという形で決定をいただければそのような手はずで本会議に発議したいというふうに思います。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま局長から説明ございました。何かご質疑のございます方どうぞ。山本議長。

○議長（山本浩平君） 参考までにお話をさせていただきたいと思います。今局長から説明のあったとおりでありまして、当初私も4月以降2人の副町長にそれぞれの常任委員会が、またがってしまうケースが出てくる場合はそれでも構わないのかそれはまずいのかということをもまず行政としてどうなのかということをお尋ねしました。そうしたところ、行政側としてはそれはもう全く問題ないと、全く構わないと、いうことでありましたのでその部分はクリアできるんだなということで、それであれば当初この普通の課で分けてしまうと副町長の縦割りの形での課で分けてしまうと、本当に総務文教常任委員会のほうに相当なこう負担を強いるようなそういうような形になってしまうものですから、これはうまくないなということで2人の副町長のほうにまたがっても構わないのであればどういったような方法がいいかということをちょっと事務局のほうでも検討してみたいというお話をいたしまして事務局のほうで過去の今までの数年というのも10年ぐらい前からのものまで全部調べていただいてその中で、出てきた案が、この①のほうの番号はないけども現行の所管のままというほうの形になったということでございます。それともう1点、先程お話の中にありました、副議長とそしてそれぞれの常任委員会の委員長副委員長会議を行った席でこういう一つ懸念されることがあるんだけどこれはどうしたらいいですかという質問が西田委員長のほうからありました。それはどういうことかということ今後企画課のほうの担当になってますアイヌ施策推進室、アイヌのこれから所謂象徴空間絡みの中でのいろいろなその所管というかな、例えば国土交通省関係にまたがるようなものもあれば、全て関係してくるんです。例えば食べ物だとかそんなのも関係してくるから、あらゆる産業にもかかわってくる内容が出てくると、そうなった時にその所管事務で取ることが可能なかどうなのかというようなちょっとことが西田委員長から出てきましたので、それに関してはその場ではすぐ私も中々答えは見出せなかったんですけども、やはりラップするようなケースの場合はその時のケース・バイ・ケースというのかなでやるしかないです。すみません、ちょっと冒頭に言い忘れてたのが特別委員会を設置した時の話にもかかわることなんですけれども、アイヌの関係の特別委員会これから設置しようということで皆さんちょっとあれなんですけど、その場合の所管をどうしたらいいんだという話もちょうと出てましたので、これに関してはきょう議運ですので、後でまた皆さんに相談したいなとそういうふうに思っています。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村事務局長何かありますか。

○事務局長（岡村幸男君） ここにちょっと書いていないんですけども常任委員会の所管についての今見直しということで、基本は現行所管のままでということでのきょうは事務局としてはこれまでも会議の中でとこういう形でまとまっていますということでお話しております。それで実は今の委員会条例のほうの所管のそれぞれ人員人数は8人という規定になっています。総務文教でも8人ですし、産業厚生も8人というふうになっています。実はあの定数を14に下げておりますので、これも8人、8人ということにはもうならないだろうと、今後なっ

ないのではないかということで、そこは7人、7人に合わせて整理をさせてもらいたいと実はこの中に入っています、今回この文章の中に入れていませんけども、それも合わせて7人7人に整理をさせていただきたいと、ただ議長は1回あの所管のほうに入るんですけども、その後辞職するって形になりますので、現実的には7人7人、どっちが6人になるかちょっと別ですが7人6人と。なおかつ8人の規定を残しておけば8人以内ってことで、8人がなり得るっていうのであれば場合によっては8人5人ってことが考えられるんですが、それは気分的にはない、ないという考え方をとれば7名7名での改正をさせていただいてもいいのかなというふうに思っておりますので、それも合わせてお願いしたいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 今のあの常任委員会の定数の問題も含めて、含めてご質疑ございます方どうぞ。正副委員長と議長が入ってやられているわけですから。問題ないと思うんですけど。所管の関係は人数の関係も14人にしたんだから言ってみれば当たり前っていうか、当たり前のことですよ。よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは常任委員会の所管につきましては現行所管のままという文章がございますが、そのような形での所管にすることにはいたしたいと思います。常任委員会の定数は7名とするというふうにはいたしたいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） それでは3番目、特別委員会の設置について岡村事務局長説明をお願いいたします。

○事務局長（岡村幸男君） 前回の議運の中でもお諮りおりましたが、この時の議論は常任委員会の所管の関係があるので、それがきちっとした議論をした上で決めるべきではないかということになっておりました。それで今回常任委員会の所管が決まるという方向で整理ができてきましたので、それで改めて特別委員会の設置についてまた議論をお願いしたいと思っております。それで名称については民族共生の象徴となる空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会、ちょっと長いんですけどもこういう名称を考えました。この名称については所管となる企画課長のほうともどういう名称がいいかということは一応は相談はしております。一つは空間の整備促進これどちらかというと国側が行っていくものというふうには捉えです。それともう一つは活性化に関するというのはこれは町側がそういう、そういう部分でありまして、それで実はこういう整理の仕方をしております。この名称については企画課長から副町長にも相談しております、いいのではないかということもそれは議会側が決めることなんですけど一応相談をさしてもらっています。それから前回もお話ありますが、議長からは全員による設置ということを諮問されておりますので、よろしければその全員の設置と、その際には所管は総務文教常任委員会、先程所管決めていただきましたが企画課これは総務文教のほうの所管になりますので総務文教常任委員会。設置期間ですが調査の終了するまでということになります。ただし任期満了の場合は満了と同時に消滅します、そういうこととございます。それから特別委員会調査所管の内容ということをあえて書かさせていただいておりますが、これあの先程あの議長がお話されたとおり、常任委員会と特別委員会の区分けということがさきの正副委員長会議の中で西

田委員長のほうから出されておりました。そういう中で若干の整備をしたほうがいいではないかという部分も含めて整備をさせていただいております。それでその時もお話として特別委員会の役割という部分では基本はやはり議会の本会議でできない審議を行うってのは基本的に常任委員会ということになります。それは総務と産業厚生との2常任委員会できちっとやっていくと。ただ特別委員会の設置というのはそれらの常任委員会ではなかなかさらに難しい場合のある場合には特別に設けるものだということのご説明をさせていただいておりますので、基本はやはり常任委員会が各常任委員会が行っていくべきもの、特別委員会はそれではできないものをきちっとやるんですよというそういう考え方で整理しますとアとイに分けておりますが、国が進めている民族共生の象徴となる空間の整備促進と管理運営に関する調査を行う。国が行っていく整備からさらにそこにどうやって管理運営うちの場合は課題としてありますので、そういうことに対する調査を行う。もう一つが、先程お話したとおり活性化という部分でありまして、現在その町の活性化推進会議というものが基本構想とさらにその推進プランをまとめていくということで進んでるということでございますので、これらをきちっと調査をしていくという大きく二つの事項について調査を進めていくということで整備をさせていただいております。これも合わせてご検討いただければというふうに思います。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま特別委員会の設置についての基本的な考え方含めて出されましたけれどもこれについてのご意見、ご質疑ございますかどうか。あの所管の内容についてどうですか。よろしゅうございますか。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 追加である説明しますけれども、きょう産業振興推進計画ですか出されましたけれども、これは全体的な産業の推進という、商工と観光となっておりますけれども、これはどうするかってなればこれはやはり所管としては、産業厚生というところの形になると思います。ですからやはりあの象徴空間にかかわっての活性化推進会議の基本構想と推進プラン、これはこっちのほうでやっていただくと、こういうすみ分けはやはりしておかないとならないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） ほかがございせんか。それでは設置するということについてはよろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） あの議長にお話しされたということなんだけど、無党派の方々に特別委員会の設立に難局を示してるっていう方もいらっしゃるというにこないだ聞いたんだけど。それは賛否でやっていくということでもいいですね。山本議長。

○議長（山本浩平君） 前回の議運の中でお話したように無党派の方でもさまざま意見が分かれてまして、西田委員長はもう早くつくるべきだと、議会もかかわらないっていうのはおかしいという逆に私に言ってきたくらいでしたから問題ないと。松田議員に関しては前回お話したように財団の方向性についてこれが1番大事なことだと、いうお話だったのでそういったことも含めてこれは当然特別委員会の中でも議論されるでしょうから、そのためにも早く私はつく

ったほうがいいんだという話で松田議員は納得されました。ただ松田議員はきのうの中では国がやることなんだから慌てることないし、北海道全体のアイヌの問題なんだから白老ばかり先行したら横やり入るぞみたいなお話でしたけれども私としてはこの今年度4月1日からこれつくることによって今年度のほんとにいろいろな基本構想がある程度の骨格が固まってくるというふうに私はちょっと伺っているものですから、1番大事な年だと思うんです。まず設置することが。そういう意味合いです。それとやはりこれはオール白老でやることに意義がありますので、議会としても大いにかかわっていただきたいなという思いであります。

○委員長（大淵紀夫君） わかりました。ほかなければ特別委員会設置するってことはよろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは4番目その他、岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 次回開催の予定であります。今のところは事務局のほうで把握しておりますのは前にもお話ししましたけども、一般会計の補正予算、追加が出るということでありまして。国の交付金の関係、それから寄附金の取り扱いということでの関係が補正予算として出るというふうに聞いております。それともう1点が、副町長の議案が通れば選任の議案も追加で出されるという考え方のようでありまして、3月20日これは10時本会議ですが、ちょっと1時間早くみております。午前9時から開催していただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） 次回の開催につきましては補正予算が若干ちょっと多く出る可能性もございますので、9時からというふうにいたしたいと思っております。この件につきましてはよろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは次回開催は3月20日といたします。先程の意見書の件ですけども、まだきてませんけれども、私の持つてる議事録ではそこは間違いはないと思っております。取り扱いにつきましてはちょっと私のほうでは、今回はちょっと出したいというような意見がうちの会派としてはございます。ちょっと帰って調整はしますけれども、私はなるべく全会一致でないものとはというような考え方で今までずっとやってまいりましたけれども、ちょっと今回についてはぜひこれを出して欲しいという、うちの会派のもう一人の議員がそういう要請を受けているもんですからね。そうなっておりますので、ちょっとあの調整をしたいというふうに考えておりますので、取り消すなら取り消すということでそれは取り消すって言えば議運で諮らないとだめですか。暫時休憩します。

休 憩 午後 1時54分

再 開 午後 2時05分

○委員長（大淵紀夫君） 休憩を閉じて会議を再開します。ちょっと書き足します。意見書案第2号の件ですけれども、若干あのどういう扱いをするかということについて提出者含めて検

討をする範囲がございますので、最終日までまだ時間がございますのでその中で調整をしたいというふうに思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） ご異議なしと認めます。それではそのような処置を取りたいと思います。協議事項は全て終わりましたけれども、その他で何か皆さんがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） なければ以上で議会運営委員会を終了いたします。ご苦勞様でした。

（午後 2時06分）